

吹田市水道条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、法第25条の4第2項の規定により管理者に届け出た給水装置工事主任技術者の立会いの上、管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、法第25条の4第2項の規定により管理者に届け出た給水装置工事主任技術者の立会いの上、管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、管理者が非常災害のため必要があると認めるときは、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が工事を施行することができる。この場合において、第2項、次条第2項、第12条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、他の水道事業者が当該指定をした者を指定給水装置工事事業者とみなす。</u></p>